

議 案 目 次 その2

議案第6号 平成26年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町 長の給与の減額に関する条例の制定について	P 1
--	-----

議案第6号

平成26年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

平成26年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例を次のように定める。

平成25年12月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

平成26年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例

平成26年1月1日から同年1月31日までの間における町長及び副町長の給料月額、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年江差町条例第18号）附則第4項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。